

5. 地域密着型サービス事業者の指定(更新) について



加賀市健康福祉部長寿課

平成30年10月18日

新規指定申請書及び指定更新申請書の提出
(受付期間H30.7～H30.10)

申請書の提出なし
(上記期間に指定更新申請が必要な更新予定事業所はありません)

既存の小規模多機能型居宅介護事業所のサテライト化について

項目	内容	
届出者	社会福祉法人 共友会	
変更日	平成30年10月1日	
事業所名	小規模多機能ホームきんめい	小規模多機能ホームはしたて
事業形態	本体事業所	サテライト型事業所 (管理者は本体事業所の管理者が兼務)
設置圏域	片山津圏域	橋立圏域
登録定員	29名	24名→18名
通い定員	18名	12名→9名
宿泊定員	6名	6名

整備の条件

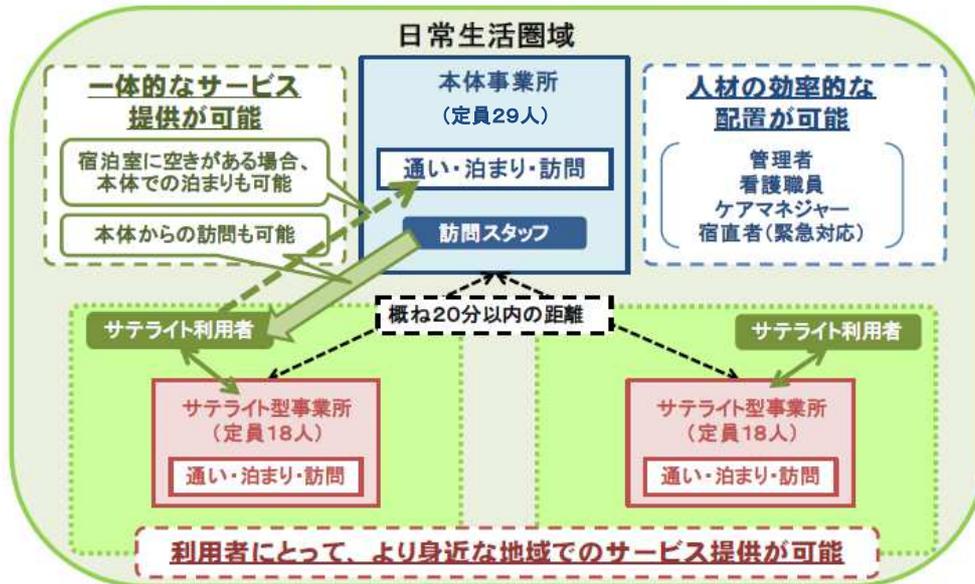
- 本体とする事業所と同一又は隣接する圏域内であって概ね20分以内の距離にあること
- 宿泊機能は維持すること
- 本体と合わせた登録定員が直近の登録人数を下回らないこと
(直近の登録人数 きんめい27名、はしたて18名)
- 本体1か所につきサテライト1か所まで

既存及び新規のサテライト型小規模多機能居宅介護事業所の検討について

「未整備地区に小規模多機能型居宅介護の整備を進める場合に、『サテライト型の小規模多機能型居宅介護』を合わせて検討するものとします。」(第6期計画より)

より身近な地域でのサービス提供を図るため、国の基準に準じて
加賀市のサテライト型事業所の設置基準を検討

【サテライト型事業所における具体的な事業運営イメージ】(国の基準)



サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所の設置の考え方(転換の場合)

既存事業所からサテライト型への転換について(平成30年4月以降)

サテライト化により登録定員(最大18人)が減少する場合でも、通い・訪問・宿泊の基本的機能は維持し、原則として利用者が提供側の都合で使う事業所が変わらない体制を維持する。
管理者等の人員については兼務可能とすることで貴重な人材の活用を図る。

転換の主な条件

- ① 本体と合わせた登録定員が直近の登録人数を下回らないこと
転換により利用できなくなる利用者が発生しないこと。
※圏域ごとの稼働状況により定員を減らしてよいか個別に判断する
- ② 宿泊機能は維持すること
サテライト型事業所の登録者は原則、当該サテライト型事業所に宿泊させること。
- ③ 本体事業所と同じか隣接する日常生活圏域にあって概ね20分以内の距離にあること
- ④ 本体1か所につきサテライト1か所まで
※将来的に運営状況を確認し支障がない場合は2か所目の設置可否を検討する